

平成21年11月26日  
筑波大学

### 本学職員の逮捕について

本日（平成21年11月26日）、本学病院総務部医事課栄養管理室長が  
附属病院の患者給食に係る食材等の調達に関し、収賄の容疑で茨城県警察に  
逮捕されたことは、誠に遺憾であります。

今後の捜査の進展状況を踏まえ、大学として厳正に対処してまいります。

#### （参考）

本学では、同室長について、平成19年4月頃から平成20年10月にか  
けて業者との取引に関して不正経理を行っていた疑いがあったため、事実関  
係の調査を行うとともに、警察にも相談をしてまいりました。

# 参 考

平成21年11月26日

筑 波 大 学

## 附属病院患者給食に関する不正経理の概要（本学における調査状況）

1 平成20年10月、病院総務部の会計担当者が、附属病院の患者給食の調達に係る書類に発注依頼票や検収簿に記載のない納品書が多数存在することを発見しました。

改めて、納品書等の点検を行った結果、西村栄養管理室長が附属病院の患者給食材料等の調達に関し、食材等が実際には納品されていないにもかかわらず、あたかもこれを納品したかのように装った虚偽の内容を記載した納品書を業者に作成させ、もって、本学に対し、不正に請求させていたことが判明しています。

2 本学では、調査委員会を設置し調査を行っている段階ですが、同室長は、平成19年4月から平成20年10月にかけて、直接業者に発注できる「追加発注」の仕組みを悪用し、業者に偽装した納品伝票を作成させ、自ら納品検収の署名を行った上、大学に提出し、会計担当者を欺くという方法で不正経理を行っていたことを認めています。

しかしながら、同室長は不正経理を行った理由として、本学の業務に有用な物品を当該業者を通じて購入し、それらの代金の支払いに充てた等と弁明するなど、その説明が二転三転していることに加え、業務に充てたと主張する物品の大部分が食材や消耗品であり、客観的な裏付けとなる資料はほとんど得られていません。

このような状況であったため、大学内部での調査には限界があると思われたことから、別途、警察に相談してまいりました。

3 同室長は不正経理自体は認めており、一連の不正請求に係る本学の損害額3,085,480円に延滞金192,031円を加えた総額3,277,511円の全額を平成21年7月27日に弁済しました。

4 再発防止に関しては、本事案発覚をうけ、平成20年11月から、当該業者との取引を中断するとともに、発注権限の会計担当課への集約、納品検収業務の担当者指名、見積競争手続き等、契約業務の厳格化と適正化について徹底を図っています。

また平成21年2月からは、附属病院内の物品発注・納品検収の手続きについて、発注は会計担当者が行い、納品検収は物品請求者と異なる者が行うこととするとともに、時間外における緊急時の発注手続きを明確にするなどの厳正な取扱いを周知徹底しました。

さらに、平成21年9月からは、食材、診療に係る物品等の納品検収に対しても、大学の納品検収所職員による第三者納品チェックを行うこととしました。

## < 附属病院給食食材調達の流れ >

附属病院の患者給食用食材の発注は、管理栄養士が1か月分の献立を作成し、電算化されたシステムに入院患者数とともに入力すると、材料の種類、数量等が算出され、会計担当者を通じて発注する仕組みが構築されています。しかし、通常の給食では対応できない急な入院患者の給食等に使用する食材を仕入れるため、「追加発注」という通常とは異なる方式が取られることもあります。

「追加発注」による業者への注文も、原則として、病院総務部の会計担当者が行っていますが、土日・夜間等の会計担当職員の勤務時間外には、栄養管理室から直接業者に発注することを認めていました。

支払いは、追加発注分も含め、月毎に業者から請求書が送付され、会計担当課において請求書、納品書を突合し、支払い処理を行っています。